

神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則の一部を改正する規則の概要

障害福祉課

1 改正の理由

- 神奈川県立総合療育相談センターは設置以来、子どもの心身の発達に関する複雑な問題についての相談支援や地域で暮らす重症心身障がい児・者、肢体不自由児・者の在宅生活の支援などを行ってきた。
- 近年の引き続き医師の確保困難、看護師の不足、さらには施設の老朽化等により、障害福祉サービスの短期入所については利用制限を行わざるを得ないなど運営に支障をきたすこととなり、センターの機能と事業の今後のあり方などについて検討するため、令和4年9月に検討会を設置した。
- 検討会の報告書を踏まえ、入院診療は医療人材の体制確保が難しいことや地域での入院診療の受け皿の拡充等により入院の利用者が減少していることなどを踏まえ、センターの診療所は外来診療のみとして、令和5年度末をもって入院診療のための病床を廃止することとなったため、所要の改正を行う。
- 併せて、診療科名について、実態に即した改正を行う。
- なお、病床の空床を利用して実施していた短期入所は引き続き実施する。

2 改正の内容

- 規則第6条の診療科名の変更
- 規則第6条第2項、第7条及び第8条の削除 など

3 施行期日

令和6年4月1日施行。ただし、第6条の見出し及び同条第1項の改正規定は公布の日から施行する。

4 その他

神奈川県立総合療育相談センター条例も同日施行にて改正する。